

八幡平市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査(令和5年12月実施分)の結果を、同条第9項の規定により公表する。

令和6年2月14日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 岩根 修象

記

第1 監査の執行日時、対象及び場所等

期 日	対 象 課 等	時 間	場 所
令和5年 12月18日	企 画 財 政 課	10:00 ~ 12:00	議会議事堂 理事者控室
	総 務 課 選 挙 管 理 委 員 会	13:15 ~ 16:30	
12月19日	防 災 安 全 課	10:00 ~ 12:00	
	市 民 課 清 掃 セ ン タ ー	13:15 ~ 16:30	

第2 監査執行者

監査委員 村山 巧
監査委員 岩根 修象

第3 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適切に行われているかを主眼とした。また合規性に加えて、合理性、妥当性の視点からも監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、八幡平市監査基準及び当年度の監査方針に基づき監査を行った。

第4 監査の方法

令和5年度における財務実務、事業の実施状況及び管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めたうえで、所定の調書に基づき各所属長等から説明を聴取するとともに、併せて既に

実施した例月現金出納検査の結果等を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係書類を調査する監査の方法とした。

なお、各課等に事前に提出を求めた調書は次のとおりである。

(各課等)

事務事業の概要及び予算執行状況（歳入・歳出）、業務委託契約（随意契約）の状況、工事契約（随意契約）の状況、負担金・補助及び交付金の交付状況、徴収金に関する調べ（指定債権のみ）、財産管理の状況（公有財産等の管理状況）、職務に関連した現金等及び団体事務局の取り扱い状況、コンプライアンスの取組状況、指摘事項等の取組状況、年間スケジュール表

第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

なお、指摘事項については、改善措置を講じたのち、その内容を速やかに監査委員に報告するものとする。

(1) 総務課

① 回議用紙への決裁日等の未記載について【注意事項】

令和5年度の「例規データベース更新業務委託契約」の締結伺いを見ると、回議用紙の決裁日、施行日欄に日付が記載されていない。これでは起案した契約締結伺いの事務処理が未完了のままなので、記載すべき項目等は、決裁後に必ず記載すること。

(2) 防災安全課

① 業務発注契約の不適切な事務処理等について

令和5年度の「北上川上流総合水防演習に係る送迎バス運転業務」について、以下の不適切な事務処理が多数見受けられた。

ア 「施行伺い」から「契約伺い」までの一括起案と一括決裁について【指摘事項】

本来であれば、業務の流れに従い、施行伺い、見積開封、契約伺いの区分ごとに起案して、その都度、所属長の決裁を得て順番に施行すべきであったが、施行伺い時にこれらを一括して起案し、所属長はこれを是正させることなく、一括して決裁を行なっている。これは明らかに不適切である。

イ 発注書の文字の欠落について【注意事項】

「施行伺い」に添付されている発注書の「3業務内容」に記載されている文字の一部が欠落して不鮮明になっている。業者への発注書は重要な書類であり、文字の欠落等がないように注意すること。

ウ 貸し切りバスの見積合わせについて【指摘事項】

「施行伺い」に添付されている行程表には「大型バス」1台と記載されているが、2つの業者から提出された見積書には、一方が「中型バス」（税込額257,080円）、他方が「大

型バス」(税込額 258,540 円)とあり、異なる車種での見積額の提示となっているにもかかわらず、市は、「中型バス」で見積書を提出した業者と契約を締結している。そもそも、「大型バス」と「中型バス」では見積額が異なるのは当然であり、当該見積合わせは不適切である。本当に「大型バス」が必要であれば、「中型バス」で見積書を提出した業者に対し、「大型バス」での見積書の再提出を求め、適切な競争の中で業者を決定すべきであった。また、初めから「中型バス」で対応することを決めていれば、もっと低価格で発注できた可能性がある。これは明らかに不適切である。

エ 「見積依頼書」の未起案及び未送付について【指摘事項】

「施行伺い」には、業者に依頼する見積書の提出期限等の重要事項を記載した「見積依頼書案」の添付がなく、「発注書」と「行程表」等が別案で添付されて決裁が行われ、施行されている。「見積心得」の「2 見積方法」の(3)には、「見積者は、見積書を見積依頼書で指定した日時、場所に提出しなければならない。」。また、「4 見積り等」の(1)には、「見積者は、見積書を見積依頼書の指示に従い提出しなければならない。」など、重要項目が記載されているにもかかわらず、「見積依頼書案」の起案と決裁が行われず、これが業者に送付されていない。これは明らかに不適切である。

オ 施行伺いと見積書の日付について【指摘事項】

「施行伺い」の決裁日と施行日が令和 5 年 4 月 24 日となっているにもかかわらず、2 者から提出された見積書の日付は、一方は令和 5 年 4 月 7 月、他方は令和 5 年 2 月 28 日となっており、施行伺いを起票する前に、既に見積書が市に提出されていたことになるので、時系列的にも論理的にも不合理であり、明らかに不適切である。

カ 見積書の宛名について【指摘事項】

「見積心得」及び「見積書作成例」では、見積書の宛名の例示を「八幡平市長」としているが、提出された 2 者の見積書の宛名は、どちらも「八幡平市防災安全課」となっている。これは明らかに不適切である。

キ 見積書在中の封筒への朱書きについて【注意事項】

「見積心得」及び「見積書作成例」には、見積書が同封された封筒に「見積書在中」と朱書きすることになっているが、封筒で提出された業者のものには、これが書かれていない。

ク ファックスによる見積書の送信について【指摘事項】

「見積心得」の「2 見積方法」の(1)には、「見積者は、見積書を封書にし、紙媒体による方法により提出しなければならない。」とあり、同(2)には、「前項以外の方法により提出された見積書は受理しない。」と記載されているにもかかわらず、2 者のうちの 1 者からは、封書による見積書の提出ではなく、ファックスにより送信されている。市は、これを受理して見積り合わせを行っているが、これは明らかに不適切である。

ケ 委任状の提出がない代理人の見積りについて【指摘事項】

「見積心得」の「6 見積りの無効等」には、「次の各号のいずれかに該当する見積りは無効とする。」と記載されており、各号のうち、「オ」には、「委任状(様式任意)を提

出しない代理人の見積り」と記載されているにもかかわらず、ファックスにより送信された見積書を見ると、発信元の氏名欄には当該業者の代表名ではなく、役職名のない個人名が記載されており、市は、これを受理して見積り合わせを行っている。これは明らかに不適切である。

コ 予定価格の未設定等について【指摘事項】

当該業務を執行するうえで必要な予定価格を定めていない。「施行伺い」には、「予定価格 50 万円以下のため予定価格書の作成は省略」とあるが、契約規則の解説には「第 17 条ただし書については、予定価格書の作成を省略できるものであり、予定価格を定めることを省略できるものではない。」とある。また、予定価格が記載されるべき見積開封顛末書や見積調書も作成されていない。これは明らかに不適切である。

以上のことについて、防災安全課において事務処理内容を検証したうえで再発防止を徹底すること。また、担当者を始め、所属長及び当該業務の決裁ラインの職員は、改めて会計規則や契約規則等の関連例規に記載されている事務処理に関する規定等を再確認して、適正な事務の執行に努めること。

② 業務発注契約の不適切な事務処理について

ア 令和 5 年度の「防災行政無線設備保守点検等業務」について

以下の不適切な事務処理が見受けられた。今後においては、担当者はもとより決裁権者を含めて、決裁ラインにおけるチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努めること。

(ア) 提出期限を過ぎた見積書の受理について【指摘事項】

見積書の提出期限が「令和 5 年 3 月 28 日（火）正午」とあり、提出された見積書の日付も「令和 5 年 3 月 28 日」となっているが、この見積書が封入されていた封筒の受付印を見ると「令和 5 年 3 月 30 日」となっている。業者に送付した「見積心得」の「2 見積方法」の(4)には、「期限を過ぎて提出された見積書は受理しない。」と明記されているにもかかわらず、市は、これを受理している。これは明らかに不適切である。

(イ) 予定価格の設定に係る日付の不一致について【注意事項】

見積開封顛末書には、「令和 5 年 4 月 3 日」に予定価格を設定したと記載しているが、予定価格の日付を見ると、「令和 5 年 4 月 1 日」となっており、一致していない。

イ 見積書封入封筒の未添付等について【注意事項】

令和 5 年度の「第 2 分団第 2 部屯所シャッター補修施行業務」、「柏台屯所外壁塗装工事施行業務」及び「第 1 分団第 1 部屯所ホース吊り上げ器修繕施行業務」の 3 つの業務について、見積書が封入されていた封筒が見積開封復命書に添付されていないほか、本来は封書の表に押すことになっている受付印が、直接、見積書に押印されている。業者に送付した「見積心得」の「4 見積り等」の(3)には、「見積書は封書（長 3 程度まで）に封印し、『見積書在中』と朱書きすること。」と記載されているので、これは実際に履行された証拠として見積開封復命書に添付しておく必要がある。今後においては、関係例規等の規定に則した事務処理を行うとともに、担当者はもとより、決裁権者を含めて、決裁ラインに

おけるチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努めること。

③ 回議用紙への決裁日等の未記載について【注意事項】

防災安全課地域安全係内の八幡平市交通安全協会事務局が使用している令和5年度の「八幡平市交通安全協会事業費補助金交付申請」ほか15件の回議用紙について、決裁日と施行日の欄を見ると、どの書類にも日付が記載されていない。これでは起案した伺いの事務処理が未完結のままなので、決裁後に必ず記載すること。